

株 主 各 位

長野県長野市南堀138番地1

**ホクト株式会社**

代表取締役社長 水野雅義

## 第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時

2. 場 所 長野県長野市南堀138番地1

当社本社大會議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第56期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

**第2号議案** 取締役8名選任の件

**第3号議案** 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  2. 本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hokto-kinoko.co.jp>）に掲載しております。
    - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
  3. なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hokto-kinoko.co.jp>）に掲載させていただきます。
  4. 当日は、株主総会ご参加のお礼としてお土産をご用意しております。なお、お土産は、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

## (提供書面)

# 事 業 報 告

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、地震や豪雨などの自然災害の影響は見られたものの、企業業績や雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。しかしながら、米中の貿易摩擦問題や海外経済の不確実性によりもたらされる日本経済へのマイナス影響が懸念され、また消費税率引き上げに対する心理的要因など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。また、企業間の競争激化、人手不足による人件費・物流コストの上昇や、さまざまな自然災害の影響により、市場環境は厳しさを増しております。

このような経済環境の中、当社グループは引き続き中期的な事業展開に向けた新たな課題に対応するため、「お客様のニーズにお応えした商品戦略、事業戦略の構築」を主眼に置いた経営戦略を実践し、市況に左右されない強靭な企業体質を構築するべく、事業活動を推進してまいりました。当期もきのこ事業を中心として、健康食材である「きのこ」の研究開発、生産、販売を通してより多くの皆様へ、おいしさと健康をお届けできるよう事業活動を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高701億83百万円（前期比4.9%増）、営業利益35億3百万円（同10.1%増）、経常利益46億10百万円（同14.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億88百万円（同31.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度の生産量は、ブナピーを含めブナシメジ44,436 t（同0.2%増）、エリンギ19,010 t（同0.6%減）、マイタケ13,627 t（同4.6%減）となりました。

当連結会計年度の各セグメントの概況は次の通りであります。

### 「国内きのこ事業」

生産部門におきましては、衛生管理を徹底し、品質の向上と安定栽培に努め、安全・安心なきのこを提供してまいりました。新たに開始したシイタケ生産におきまして、2018年9月より収穫・出荷を始めました。シイタケ生産は、当社としても初めての事業であったことから、品質の向上と安定栽培に努めてまいりました。また、9月の北海道胆振東部地震の影響で停電となり、苫小牧きのこセンターでの生産に一部影響が出ましたが、他センターでの増産等により、ほぼ計画通りの生産量となりました。

研究部門におきましては、品質管理体制の強化、付加価値の高い新製品の開発及びこの薬理効果や機能性の追求に取り組んでまいりました。

営業部門におきましては、健康・美容・スポーツを3本柱とした「菌活」を提唱し、鮮度に拘った営業活動を行ってまいりました。年度前半は野菜の高騰等でのこの価格は堅調に推移しましたが、後半は野菜相場が低迷したこと等から、きのこの単価も軟調に推移しました。しかしながら、マイタケの単価が好調だったことにより、売上高は若干計画を上回りました。

以上の結果、国内きのこ事業の売上高は468億93百万円（同5.0%増）となりました。

### 「海外きのこ事業」

米国の現地法人「HOKTO KINOKO COMPANY」におきましては、引き続き非アジア系顧客マーケットの開拓に注力し、販売の拡大を行ってまいりました結果、計画を上回りました。台湾の現地法人「台灣北斗生技股份有限公司」におきましては、ブランドの構築、企画提案などに力を入れ販売活動を行ってまいりました。特に、核となるスーパーへの販売が好調に推移し、安定した取引が継続した結果、計画を上回ることができました。マレーシアの現地法人「HOKTO MALAYSIA SDN. BHD.」におきましては、マレーシア国内に限らず、広く東南アジアのマーケットでの販売を展開してまいりました。本社海外事業本部において、今後の更なる販路拡大を目指し、アジア各国及び欧州でのマーケティング活動を引き続き行ってまいりました。

以上の結果、海外きのこ事業の売上高は50億92百万円（同6.3%増）となりました。

## 「加工品事業」

加工品事業におきましては、水煮・冷凍などのきのこの加工品の販売を行うとともに、水煮・冷凍・乾燥アイテムの開発及び市場開拓に取り組んでまいりました。また、自社きのこを活用した新商品の開発や販路拡大に努めてまいりました。通販事業では、健康食品・レトルト食品を中心に販売強化を図ってまいりました。また、子会社の株式会社アーデンにおきましては、引き続きOEM製品が好調に推移し、売上が増加いたしました。

以上の結果、加工品事業の売上高は79億72百万円（同6.8%増）となりました。

## 「化成品事業」

化成品事業のうち、中核である包装資材部門におきましては、営業効率と利益率向上に努めるとともに販売力強化に注力してまいりました。農業資材部門におきましては、資材提供に加えて農業栽培の総合的なコンサルティングに注力し、お客様の負託に応える取組みを強化してまいりました。新規戦略本部におきましては、自社製品製造の生産効率向上、新規取引先の獲得を強化してまいりました。

以上の結果、化成品事業の売上高は102億26百万円（同2.4%増）となりました。

## 事業区分別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第56期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第55期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	前連結 会計年度比 増減率 (%)
	金額	金額	
国内きのこ事業	46,893	44,664	5.0
海外きのこ事業	5,092	4,790	6.3
加工品事業	7,972	7,463	6.8
化成品事業	10,226	9,989	2.4
合 計	70,183	66,907	4.9

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、次の通りであります。

建物	小諸きのこセンター	2,955百万円
機械装置	小諸きのこセンター	4,889百万円

③ 資金調達の状況

総額10,000百万円の新株予約権付社債を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2018年4月1日を効力発生日として当社の不動産管理事業に関する権利義務の一部を当社の完全子会社であるホクト産業株式会社に吸収分割の方法によって承継させました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第53期 2016年3月期	第54期 2017年3月期	第55期 2018年3月期	第56期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高(百万円)	60,987	63,119	66,907	70,183
経常利益(百万円)	4,074	4,379	4,033	4,610
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,598	2,828	2,418	3,188
1株当たる純利益(円)	81.20	88.17	75.22	99.87
総資産(百万円)	83,476	94,738	100,556	103,606
純資産(百万円)	49,881	51,736	52,500	52,030
1株当たり純資産額(円)	1,555.69	1,610.83	1,630.91	1,642.24

②当社の財産及び損益の状況

区分	第53期 2016年3月期	第54期 2017年3月期	第55期 2018年3月期	第56期 (当事業年度) 2019年3月期
売上高(百万円)	43,584	45,303	47,496	49,516
経常利益(百万円)	4,572	4,571	4,170	4,585
当期純利益(百万円)	2,766	3,109	2,476	3,005
1株当たる純利益(円)	86.43	96.90	77.01	94.14
総資産(百万円)	75,327	87,876	94,266	98,190
純資産(百万円)	50,304	52,248	52,860	52,399
1株当たり純資産額(円)	1,568.91	1,626.77	1,642.10	1,653.88

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権率	主 要 な 事 業 の 内 容
ホクト産業株式会社	200百万円	100%	化成品の製造・販売
株式会社アーデン	1,000百万円	100%	レトルトパウチ食品の製造
HOKTO KINOKO COMPANY	18,000千米ドル	100%	きのこの生産・販売
台灣北斗生技股份有限公司	700百万元	100%	きのこの生産・販売
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.	32百万リンギット	100%	きのこの生産・販売
株式会社サン・メディカ	10百万円	100%	サプリメントの企画・販売

(注) 当連結会計年度より、前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社サン・メディカは、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少という構造的な問題に加え、世界経済の減速、本年10月に予定されている消費税率引き上げなどにより、個人消費の低迷や消費者の節約志向は継続することが予想され、引き続き厳しい経営環境が続くものと考えております。このような環境下において、当社グループは、中核である国内きのこ事業の更なる拡大と、成長戦略であります海外きのこ事業、加工品事業及び通販事業などに力を注ぐとともに、化成品事業においても自社製品の生産・販売をより一層強化し、事業の拡大と収益の向上に努めてまいります。

国内きのこ事業におきましては、労働コスト、エネルギーコスト、物流コストなどが上昇する厳しい経営環境下ではありますが、安心・安全なより良いきのこを今後も生産・販売してまいります。また、新たな取組みとして開発を進めてまいりましたシイタケ栽培ですが、2018年9月に初収穫・初出荷となりました。当社としても初めての試みでありますが、品質の向上と安定栽培に努め、安心・安全でより良いシイタケ（生どんこ）を提供していく所存です。

研究所におきましては、消費者の健康志向が高まる中、きのこの薬理効果、機能性の研究に一層取り組んでまいります。

営業面におきましては、きのこの需要を喚起するため、健康・美容・スポーツを3本柱とした「きのこで菌活」を引き続き推進し、鮮度重視の営業に注力しブランド価値を一層高め、収益の拡大を図ってまいります。

海外きのこ事業におきましては、米国の現地法人「HOKTO KINOKO COMPANY」は、非アジア系顧客重視を更に推進し、販路の拡大を目指してまいります。台湾の現地法人「台灣北斗生技股份有限公司」は、競合他社との戦いに勝ち抜くため、当社の強みである生産技術力、ブランド力、営業力を全面に打ち出し、販売の拡大を図ってまいります。マレーシアの現地法人「HOKTO MALAYSIA SDN. BHD.」は、強固な組織づくり、人材の育成を目指すとともに、生産面では稼働率を上げ生産拡大を図り、製造コストを抑えながら、早期の黒字化を目指してまいります。また、タイ・バンコクの駐在員事務所においては、需要の拡大が期待できる東南アジア北部地域の市場調査・情報収集活動を強化してまいります。また、本社海外事業本部におきましても、きのこの拡販のため、アジア各国及び欧州でのマーケティング活動を引き続き行ってまいります。

加工品事業におきましては、引き続き既存商品の販路拡大を図るとともに、自社きのこを活用した付加価値の高い新商品の開発、冷凍・乾燥アイテムの開発に注力してまいります。

また、化成品事業におきましては、自社製品の生産・販売をより一層強化し、売上、収益の向上に取り組むとともに、引き続きコスト管理の徹底や固定費の抑制に注力し、収益基盤の安定を目指してまいります。

当社グループは、より一層消費者の皆様のご期待にお応えできるよう、引き続き品質管理体制を強化していくとともに、きのこ総合研究所におきましても、新たな品種開発や品種改良、きのこの生理活性機能に対する研究を、より一層スピードをあげて取り組んでまいります。また、今後も消費者の皆様のニーズにお応えできるような付加価値の高い新製品の開発に全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業区分	事業内容
国内きのこ事業	日本国内におけるブナシメジ、エリンギ、マイタケなどの生産及び販売
海外きのこ事業	海外におけるブナシメジ、エリンギ、マイタケなどの生産及び販売
加工品事業	レトルトパウチ食品、アガリクスドリンクなど加工品の製造及び販売
化成品事業	包装資材の製造及び販売、農業資材の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

	事業所名	所在地
ホクト株式会社	本きのこ総合研究所	長野県長野市南堀
	東京支店	長野県長野市大字下駒沢
	大阪支店	東京都品川区南大井
	名古屋営業所	大阪府茨木市別院町
	広島営業所	愛知県名古屋市東区葵
	苫小牧きのこセンター	広島県福山市三之丸町
	宮城きのこセンター	北海道苫小牧市あけばの町
	新潟きのこセンター	宮城県大崎市古川上中目
	赤沼きのこセンター	新潟県新発田市藤塚浜
	柳原きのこセンター	長野県長野市大字赤沼
	青木島きのこセンター	長野県長野市大字柳原
	更埴きのこセンター	長野県長野市青木島町大塚
	上田きのこセンター	長野県千曲市大字土口
	佐久きのこセンター	長野県上田市塩川
	小諸きのこセンター	長野県佐久市大字志賀字寄山
	大町きのこセンター	長野県小諸市大字和田
	富山きのこセンター	長野県大町市大字大町
	静岡きのこセンター	富山県富山市八尾町保内
	広島きのこセンター	静岡県菊川市嶺田
	香川きのこセンター	広島県三原市大和町下徳良
	八女きのこセンター	香川県東かがわ市大内
	広川きのこセンター	福岡県八女市今福
	八女東きのこセンター	福岡県八女郡広川町大字日吉
	黒木きのこセンター	福岡県八女市大字山内
	城島きのこセンター	福岡県八女市黒木町本分
		福岡県久留米市城島町浮島
ホクト産業株式会社	本豊野工場	長野県長野市南堀
	松本支店	長野県長野市豊野町浅野
	新潟支店	長野県東筑摩郡山形村
	上田支店	新潟県新潟市東区卸新町
	九州農業資材課	長野県上田市大字国分
株式会社アーデン	本社	福岡県八女郡広川町大字日吉
HOKTO KINOKO COMPANY	本社	長野県小諸市大字森山
台灣北斗生技股份有限公司	本社	米国 カリフォルニア州
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.	本社	台湾 屏東縣長治鄉德和村研發
株式会社サン・メディカ	本社	マレーシア ネグリセニビラン州
		東京都港区高輪

## (7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
国内きのこ事業	1,018名	(2,356名)	30名増	(95名増)
海外きのこ事業	22名	(329名)	2名増	(17名増)
加工品事業	167名	(53名)	15名増	(7名減)
化成品事業	143名	(78名)	3名増	(5名増)
合 計	1,350名	(2,816名)	50名増	(110名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、地域限定社員、準社員及びパートは( )内に連結会計年度末人数を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,054名 (2,356名)	27名増 (94名増)	36.8歳	11.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、地域限定社員、準社員及びパートは( )内に事業年度末人数を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	11,100百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,229百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,168百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,963百万円

(注) 借入額には、各行の海外現地法人などからの借入を含んでおります。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 33,359,040株
- ③ 株主数 38,475名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 北 斗	5,960千株	18.8%
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 ( 信 託 □ )	1,959千株	6.2%
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	1,588千株	5.0%
公 益 財 団 法 人 水 野 美 術 館	1,500千株	4.7%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 ( 信 託 □ )	1,188千株	3.8%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 ( 信 託 □ 9 )	770千株	2.4%
水 野 雅 義	599千株	1.9%
キッセイ薬品工業株式会社	499千株	1.6%
ホクト従業員持株会	481千株	1.5%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 ( 信 託 □ 5 )	446千株	1.4%

(注) 当社は、自己株式1,676,350株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

## ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

## ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年7月2日開催の取締役会決議に基づき発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	100億円
新株予約権の数	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換に払い込む金銭	本新株予約権と引換にする金銭の払込みは要しない。
転換価額	2,088円
新株予約権の行使の条件	2018年9月3日から2023年7月14日まで

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水野雅義	ホクト産業株式会社代表取締役会長 HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役会長 台灣北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役
専務取締役	高藤富夫	管理本部長 株式会社アーデン監査役 台灣北斗生技股份有限公司監察人 株式会社サン・メディカ監査役
専務取締役	小松茂樹	生産本部長 株式会社アーデン取締役 株式会社サン・メディカ取締役
専務取締役	森正博	営業本部長 ホクト産業株式会社取締役 株式会社アーデン監査役
取締役	重田克己	海外事業本部長 HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役社長 台灣北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役 株式会社サン・メディカ代表取締役社長
取締役	稻富聰	きのこ総合研究所所長
取締役	北村晴男	
取締役	小竹貴子	
常勤監査役	神田芳夫	
監査役	更級尚	ホクト産業株式会社監査役
監査役	林嘉人	
監査役	池澤実	

- (注) 1. 取締役北村晴男氏及び小竹貴子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役更級尚氏、林嘉人氏及び池澤実氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役神田芳夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。  
 4. 当社は、取締役北村晴男氏及び小竹貴子氏、監査役更級尚氏、林嘉人氏及び池澤実氏を東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	分	支給人員	支給額
取 ( う ち )	締 社 外 取 締 役 )	役 8名 (2名)	176百万円 (12百万円)
監 ( う ち )	査 社 外 監 査 役 )	役 4名 (3名)	25百万円 (7百万円)
合	計	12名	201百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第46回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・該当事項はありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北村 晴男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に弁護士としての幅広い知見や経験により意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	小竹 貴子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。主に食及び料理に関する豊富な経験や女性取締役としての立場で会社運営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	更級 尚	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。金融機関出身者であり、監査業務にも精通しており、その経験及び知見に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	林 嘉人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。金融機関において経営者及び役職員としての豊富な経験はもとより、システムに関する業務に対する幅広い経験及び知見に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	池澤 実	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。国内外の企業における経営者や会社役員としての経験及び知見に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役(会)は、会社法の主旨に則り、内部統制システムの構築のため、諸法令、当社定款をはじめとする諸規程等を遵守する体制を整備する。具体的には、コンプライアンス規程・マニュアルを制定するほか、以下の体制を整備する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保管、管理については、管理本部にて現行諸規程、基準を見直し整備するとともに、これを遵守する体制を整え、監査役、監査部がその運用を監視する体制とする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を中心とし、社内のリスクの洗い出しと分析に基づくリスク管理規程(統括規程)の制定と、現行諸規程の見直し、運用、教育研修を行い、事故、災害・不祥事を未然に防止し、監査部が監査することにより会社の損失を最小限とする体制を構築する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われるため、管理本部にて現行諸規程の整備を進め、その厳格な運用に努め、監査役、監査部がその状況を監視する。

### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員の職務執行にかかる法令の洗い出しを行い、倫理綱領、行動規範(コンプライアンス・マニュアル)を策定し、これを運用するための規程の制定を行う。これにより社員の遵法意識の高揚と、事故、不祥事の未然防止を図る。外部よりの苦情、社員よりの内部通報が取締役、監査役に適時に、かつ適正に伝達されるための体制を整える。

⑥ **当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社取締役会における情報管理、リスク管理、効率的職務執行、コンプライアンスの各体制は、グループ全体に適用する。当社監査部による定例監査の実施及びリスク管理、コンプライアンス体制に関する情報交換、研修の共同開催を実施する。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

監査役の職務を補佐するため監査役監査の往査の必要に応じ、監査部の社員1名が同行する。また、事務処理については、必要に応じ監査部社員1名及び管理本部社員1名が支援する。

⑧ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役を補佐する社員の人事異動、処遇については、その独立性を保つため、監査役（会）の同意を必要とする。

⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び社員の内部通報（情報）が伝達されやすい体制とするため、監査役は、年間計画に基づく監査役監査時（往査）に所課長ほか社員と情報交換の機会をもつよう努力する。取締役は、常に重要な不祥事、法令違反に関する情報が監査役に遅滞無く伝達される体制を構築する。また、監査部は、常に監査役にその内部監査結果、知り得た情報の伝達を行う。

⑩ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役の監査を、実効性の高いものとするため、監査役が必要に応じ経営審議会、部門別会議、リスク管理委員会等へ出席する体制とする。

⑪ **反社会的勢力の排除に向けた体制**

当社グループは市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとる。そのために、当社は関係行政機関等からの情報収集に努め、また、これらの問題が発生したときは関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり速やかに対処できる体制を構築する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下の通りであります。

### ①取締役の業務の執行

当社は、業務の適正を確保するために、当事業年度に取締役会を14回開催し、経営上の重要事項を協議、決定しております。経営戦略や経営計画等の基本方針及び当社の事業推進にあたり、対処すべき課題の対処方法等について、社外役員（社外取締役2名、社外監査役3名）を交え、自由な意見交換のもとで議論をしており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能は適切に遂行されていると判断しております。そのほか、常勤の役員により毎週1回開催される役員会におきまして、各担当役員より担当業務の執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、組織横断的な意思の疎通を図っており、出席役員は業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘、意見を述べております。

また、取締役、監査役、部長で構成される経営審議会（3カ月に1度）を開催し、経営戦略、経営計画のほか、部長会（経営審議会開催月及び3月を除き毎月開催）において議題となつた経営課題を含め、当社グループが直面している諸課題についてスピーディーに審議、対応しております。

### ②監査役の業務の執行

当社は、業務の適性を確保するために、当事業年度に監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しております。取締役会、経営審議会等、重要な会議にも参加し積極的に意見を述べるとともに、担当取締役との意見交換を実施、また、必要に応じ各所課に出向き部長ほか社員と面談、意見交換をしております。

監査役間及び社外取締役とも情報共有、意見交換しながら連携を図る一方、監査法人とも隨時、情報共有、意見交換を実施して課題の把握と解決に努めております。

### ③リスク管理

当社は、リスク管理規程を定め、適切なリスクコントロールを行っております。また、当社の業務の適正化を確保し、継続的な改善を目指すことを目的とし、内部統制基本方針に則り、そのシステム構築を図っております。

#### ④コンプライアンスに対する取組み

当社は、内部統制システム構築のため、コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル等を制定する一方、コンプライアンス実践の統括機関として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会(以下 委員会)を設置しております。委員会はコンプライアンス活動計画であるコンプライアンスプログラムを策定し、全社的な活動を展開しております。

また、管理本部内にコンプライアンス担当者(以下 担当者)を配置し、コンプライアンスプログラムに基づき研修・啓蒙活動等を行い、各所課から定期的に実践に関する報告を受け、取りまとめて委員会に報告しております。

委員会は担当者からの報告を受け、必要に応じて取締役会に報告し、取締役会は課題解決に対し真摯に取り組む体制としております。

監査役は取締役に対する業務監査等において、その職務遂行の適切性を監査するほか、監査部の定例監査において、各所課のコンプライアンスプログラムの運用の有効性等を検証、評価しております。

当社は、内部通報制度を制定し、コンプライアンス違反あるいはその虞のある事象を知った場合には、直接社長室及び管理本部長に報告、相談ができる体制としており、事態の迅速な把握と是正に努めております。

以上

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	22,470	流 動 負 債	25,265
現 金 及 び 預 金	9,055	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,239
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	6,804	短 期 借 入 金	10,923
商 品 及 び 製 品	1,677	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,043
仕 掛 品	3,665	未 払 法 人 税 等	1,551
原 材 料 及 び 貯 藏 品	710	賞 与 引 当 金	1,079
そ の 他	587	そ の 他	4,428
貸 倒 引 当 金	△29	固 定 負 債	26,309
固 定 資 産	81,136	長 期 借 入 金	15,494
有 形 固 定 資 産	72,365	新 株 予 約 権 付 社 債	9,983
建 物 及 び 構 築 物	64,413	継 延 税 金 負 債	167
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	56,235	退 職 給 付 に 係 る 負 債	344
工 具 器 具 及 び 備 品	2,204	資 产 除 去 債 务	190
土 地	13,989	そ の 他	130
建 設 仮 勘 定	489	負 債 合 計	51,575
減 価 償 却 累 計 額	△64,966	( 純 資 産 の 部 )	
無 形 固 定 資 産	363	株 主 資 本	51,630
の れ ん	222	資 本 金	5,500
そ の 他	141	資 本 剰 余 金	5,697
投 資 そ の 他 の 資 産	8,406	利 益 剰 余 金	43,529
投 資 有 価 証 券	6,202	自 己 株 式	△3,096
継 延 税 金 資 産	429	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	400
退 職 給 付 に 係 る 資 産	867	そ の 他 有 価 証 券 金	1,255
そ の 他	927	評 価 差 額	△537
貸 倒 引 当 金	△19	為 替 換 算 調 整 勘 定	△317
資 产 合 計	103,606	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	
		純 資 产 合 計	52,030
		負 債 純 資 产 合 計	103,606

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 売	上 原 高 価 利 益	70,183
売 売	上 総 利 費	51,145
販 費 及び 営 業	一 般 管 理 費	19,038
営 業	外 収 益	15,534
受 取	利 息	3,503
受 取	金 当	
助 成	配 当	
受 取	地 代 家	
為 替	差 益	
そ の	他	
業 外 費 用		1,231
支 払 の	利 息	
そ の	他	
經 常 利 益	益	4,610
特 別 利 益		
固 定 資 産 の 売 却	益	
そ の	他	
123		128
5		
特 別 損 失		
固 定 資 産 の 売 却	損	
固 定 資 産 の 除 却	損	
災 害 に よ る 損	失	
そ の	他	
0		
0		
190		
0		190
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,548
法 人 税 、 住 民 税 及び 事 業 税	額	
法 人 税 等 調 整		1,359
当 期 純 利 益		3,188
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,188

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,113	流動負債	20,155
現金及び預金	5,396	支払手形	2,124
受取手形	13	買掛入金	165
売掛金	3,357	短期返済予定	10,850
商品及び製品	1,025	一年内償還予定	1,035
仕掛け品	3,283	未払費用	2,819
貯蔵品	360	未払消費税	372
その他の金	676	未払法人税	98
貸倒引当金	△0	預り金	1,395
固定資産	84,076	賞与引当金	274
有形固定資産	58,672	設備資金形手形	900
建物	46,665	新設支払手形	120
構築物	3,700	長期借入金	25,635
機械及び装置	46,608	新株予約権付社債	15,278
車両及び運搬具	1,030	繰延税金負担	9,983
工具器具及び備品	1,403	その他の	307
土地	12,069		65
建設仮勘定	489	負債合計	45,790
減価償却累計額	△53,294	(純資産の部)	
無形固定資産	123	株主資本	51,174
ソフトウエア	113	資本準備金	5,500
その他の	9	資本剰余金	5,697
投資その他の資産	25,280	その他資本準備金	5,692
投資有価証券	5,846	利益剰余金	5
関係会社株式	9,191	利息準備金	43,073
関係会社長期貸付金	10,428	利益剰余金	761
長期前払費用	61	その他利益剰余金	42,312
前払年金費用	1,316	別途積立金	33,500
その他の	820	繰越利益剰余金	8,812
貸倒引当金	△2,383	自己株式	△3,096
資産合計	98,190	評価・換算差額等	1,224
		その他有価証券	1,224
		評価差額	
		純資産合計	52,399
		負債純資産合計	98,190

# 損益計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 売	上 原 高 価 利 益		49,516
売 売	上 総 球 利 益		33,992
販 費 及 び 一 般 管 理 費			15,524
営 営 業	業 利 益		12,494
営 営 業	外 収 益		3,029
受 取	利 息 金	80	
受 取	配 当 収	172	
受 助 成 果	入 賃 益	439	
受 取 地 代 家	賃 益	294	
為 替 差	他	342	
そ の		327	1,657
業 外 費 用			
支 払 の	利 息 他	90	
そ の		11	101
經 常 利 益			4,585
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		0	
受 取 保 険 金		5	
そ の		0	5
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損		65	
災 害 に よ る 損		190	
そ の		0	255
税 引 前 当 期 純 利 益			4,335
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,336	
法 人 税 等 調 整 額		△6	1,329
当 期 純 利 益			3,005

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ホクト株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史 印  
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 富田哲也 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホクト株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホクト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ホクト株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富田哲也 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホクト株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

ホクト株式会社 監査役会

常勤監査役 神 田 芳 夫	印
社外監査役 更 級 尚	印
社外監査役 林 嘉 人	印
社外監査役 池 澤 実	印

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策と位置づけております。経営体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金50円

配当総額 1,584,139,500円

なお、すでに中間配当金として1株につき10円をお支払いたしておりますので、これを加えますと年間の配当金は1株につき60円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	みずの 水野 雅義 (1965年9月18日)	<p>1990年4月 当社入社            1995年6月 当社常務取締役九州支店長            1997年6月 当社専務取締役きのこ生産本部長            2000年4月 当社専務取締役管理本部長            2003年4月 当社専務取締役きのこ販売本部長            2005年6月 当社取締役副社長            2006年7月 当社代表取締役社長（現任）            （重要な兼職の状況）            ホクト産業株式会社代表取締役会長            HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役会長            台湾北斗生技股份有限公司董事            HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役</p>	599,072株
【取締役候補者とした理由】			
<p>同氏は1995年の取締役就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、豊富な経験と見識を有しています。代表取締役に就任して13年、経営全般を適切に管理、統括していることから、取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	たかとう とみお 高藤 富夫 (1955年3月10日)	<p>1996年4月 山一證券株式会社甲府支店長            1998年4月 当社入社 総務部長            2001年6月 当社取締役社長室長            2004年4月 当社常務取締役管理本部長            2006年7月 当社専務取締役管理本部長（現任）            （重要な兼職の状況）            株式会社アーデン監査役            台湾北斗生技股份有限公司監察人            株式会社サン・メディカ監査役</p>	13,532株
<b>【取締役候補者とした理由】</b>			
同氏は2001年の取締役就任以降、ほぼ一貫して管理部門の統括者としてその任務を担い、豊富な経験と知識を有しています。その見識を活かし取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。			
3	こまつ しげき 小松 茂樹 (1951年1月5日)	<p>1998年3月 株式会社八十二銀行            佐久中央支店長            2000年4月 当社入社 きのこ総合研究所所長            2001年6月 当社取締役きのこ総合研究所所長            2005年6月 当社常務取締役きのこ販売本部長            2007年6月 当社専務取締役きのこ販売本部長            2015年4月 当社専務取締役経営戦略本部長            2016年4月 当社専務取締役生産本部長（現任）            （重要な兼職の状況）            株式会社アーデン取締役            株式会社サン・メディカ取締役</p>	12,720株
<b>【取締役候補者とした理由】</b>			
同氏は2001年の取締役就任以降、研究、営業、経営戦略、生産の各部門で統括者としての任務を担い、当社の事業活動全般に豊富な経験と知識を有しています。その見識を活かし取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	もり 森 まさひろ 正博 (1952年11月6日)	<p>2003年4月 株式会社八十二銀行 丸子支店長</p> <p>2005年2月 当社入社 きのこ総合研究所所長</p> <p>2005年6月 当社取締役きのこ総合研究所所長</p> <p>2009年1月 当社取締役きのこ生産管理本部長</p> <p>2011年4月 当社取締役経営戦略本部長</p> <p>2011年7月 当社常務取締役経営戦略本部長</p> <p>2015年4月 当社常務取締役営業本部長</p> <p>2016年4月 当社専務取締役営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) ホクト産業株式会社取締役 株式会社アーデン監査役</p>	15,300株
【取締役候補者とした理由】			
同氏は2005年の取締役就任以降、研究、生産管理、経営戦略、営業の各部門の統括者として、豊富な経験と知識で管理、監督の重要な任務を担ってまいりました。その見識を活かし取締役としての適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。			
5	しげた 重田 克己 (1956年7月25日)	<p>2006年2月みずほ証券株式会社 共通事務サービス部長</p> <p>2007年10月当社入社 社長室長</p> <p>2009年6月当社取締役</p> <p>2015年4月当社取締役海外戦略本部長</p> <p>2016年4月当社取締役海外事業本部長（現任） (重要な兼職の状況) HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役社長 台灣北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役 株式会社サン・メディカ代表取締役社長</p>	3,300株
【取締役候補者とした理由】			
同氏は金融機関での国際業務経験も豊富であり、当社に入社、2009年に取締役に就任以降、海外事業の統括者として重要な海外施策の管理、監督を担ってまいりました。その見識を活かし取締役としての適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	いなとみ 稻富 聰 (1962年9月5日)	1985年4月 当社入社 1999年4月 当社きのこ総合研究所開発研究室室長 2012年4月 当社きのこ総合研究所所長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役開発研究本部長（現任）	5,400株
<b>【取締役候補者とした理由】</b>			
同氏は入社以来研究部門を歩み2017年に同部門の取締役に就任、専門的知識と豊富な経験 はきのこ総合企業としての当社の企業価値向上に有用な人材であり、その見識を活かし取締 役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。			
7	きたむら 北村 晴男 (1956年3月10日)	1992年4月 北村法律事務所開設 2003年9月 弁護士法人北村法律事務所 代表弁護士 (現 弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所) 2013年6月 当社社外取締役（現任）	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b>			
同氏は弁護士としての専門的な知識と豊富な経験、実績を有しており、2013年に社外取締 役に就任以降、客観的視点から、重要事項の決定等に対し的確な助言、提言を発信してお り、取締役として適切な職務遂行ができると判断し社外取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
8	こたけ たかこ 小竹 貴子 <small>【戸籍上の氏名：齋藤貴子】 (1972年9月6日)</small>	2000年4月 有限会社コイン 入社 (現 クックパッド株式会社) 2008年7月 執行役 就任 2010年7月 社長室長 就任 2011年7月 執行役 退任 2012年2月 クックパッド株式会社 退社 2013年6月 当社社外取締役 (現任) 2016年4月 クックパッド株式会社 入社 コーポレート・プランディング部、編集部 本部 長 (現任) 2018年6月 フリュー株式会社社外取締役 (現任)	一株

## 【社外取締役候補者とした理由】

同氏は食及び料理に関連する企業において実績を重ね、高い知見を有する一方、2013年の社外取締役就任以降、女性取締役の立場から企業運営に対し的確な助言、提言を発信しており、その見識を活かし取締役として適切な職務遂行ができると判断し社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 北村晴男氏及び小竹貴子氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 北村晴男氏及び小竹貴子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって北村晴男氏が6年、小竹貴子氏が6年となります。  
 4. 当社は、北村晴男氏及び小竹貴子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合には、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。  
 5. 当社は、北村晴男氏及び小竹貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### **第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件**

#### **1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由**

当社の取締役（国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」で構成されていますが、新たに、当社の取締役を対象に、当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役を対象に中長期的な視点での株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2009年6月26日開催の第46回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額3億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されると8名（うち社外取締役2名）となります。

#### **2. 本制度における報酬等の額及び内容等**

##### **(1) 本制度の概要**

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度であり、業績目標の達成度等に連動し当社株式等の交付等を行う「株式報酬（業績連動部分）」と、業績とは連動せずに役位に応じて一定数の当社株式等の交付等を行う「株式報酬（固定部分）」から構成されます。（詳細は下記（2）以降の通り。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	業績運動部分	・当社の社外取締役以外の取締役（国外居住者を除く。）
	固定部分	・当社の社外取締役以外の取締役（国外居住者を除く。） ・当社の社外取締役（国外居住者を除く。）

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）の通り。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>3事業年度を対象として、合計230百万円（内訳：社外取締役以外の取締役220百万円、社外取締役10百万円）</li> </ul>
当社株式の取得方法（下記（2）の通り。）及び取締役が取得する当社株式等の数の上限（下記（3）の通り。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、49,000ポイント（内訳：社外取締役以外の取締役46,000ポイント、社外取締役3,000ポイント）</li> <li>取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2019年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.15%</li> <li>当社株式は、当社（自己株式処分）または株式市場から取得</li> </ul>
③業績達成条件の内容（下記（3）の通り。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>業績連動部分については毎事業年度の業績目標（連結売上高営業利益率、連結当期純利益）の達成度等に応じて0%～150%の範囲で変動</li> </ul>
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）の通り。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役の退任時 ※取締役が死亡した場合は、死亡時に当社株式の換価処分金相当額の金銭を相続人に対して給付</li> </ul>

## （2）当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに230百万円（内訳：社外取締役以外の取締役220百万円、社外取締役10百万円）を上限とする金員を、当社の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本（2）第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することができます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、230百万円（内訳：社外取締役以外の取締役220百万円、社外取締役10百万円）の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が完了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、230百万円（内訳：社外取締役以外の取締役220百万円、社外取締役10百万円）の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることができます。

### （3）取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は2020年3月31日で終了する事業年度。）における業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます※。取締役の退任時（退任には、海外赴任により取締役でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

※ 社外取締役以外の取締役には、毎事業年度の業績目標（連結売上高営業利益率、連結当期純利益）の達成度等に応じて0%～150%の範囲で変動する業績運動ポイント及び役位に基づき固定的に付与される固定ポイントが付与され、社外取締役には固定ポイントが付与されます。

当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイントの総数は49,000ポイント（内訳：社外取締役以外の取締役46,000ポイント、社外取締役3,000ポイント）を上限とします。

#### (4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が在任中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

#### (5) 当社株式に関する議決権

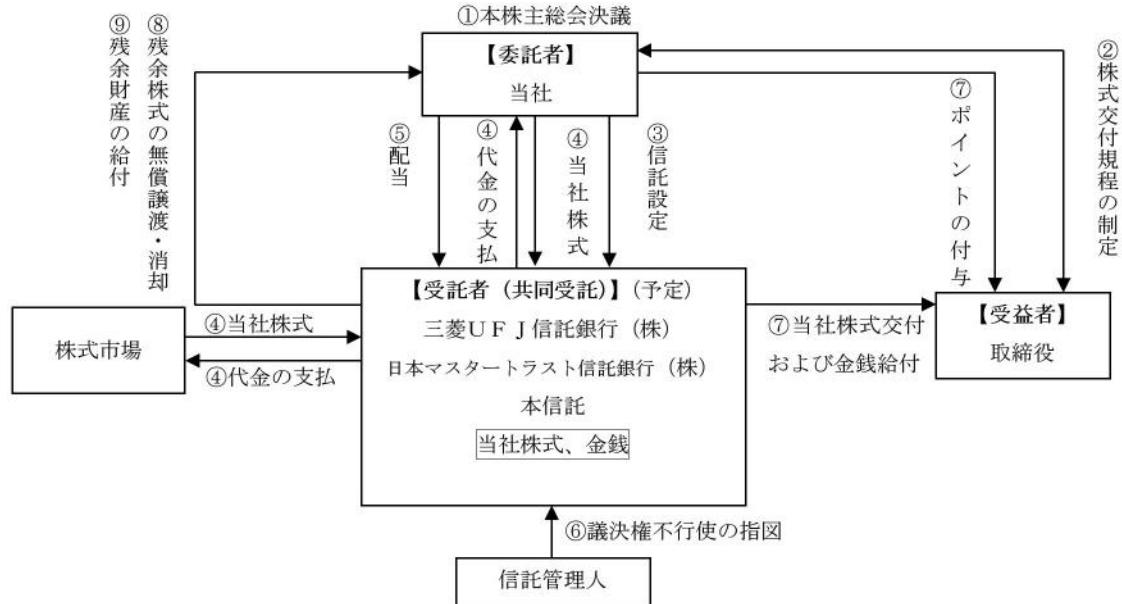
本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### (6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2019年5月27日付「取締役向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

当社2019年5月27日付「取締役向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(抜粋)  
本制度の概要



- ①当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎年一定の時期に、取締役に対して、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に累積ポイント

トに応じて当社株式等について交付等を行います。

- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなつた場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

#### (ご参考) 信託契約の内容

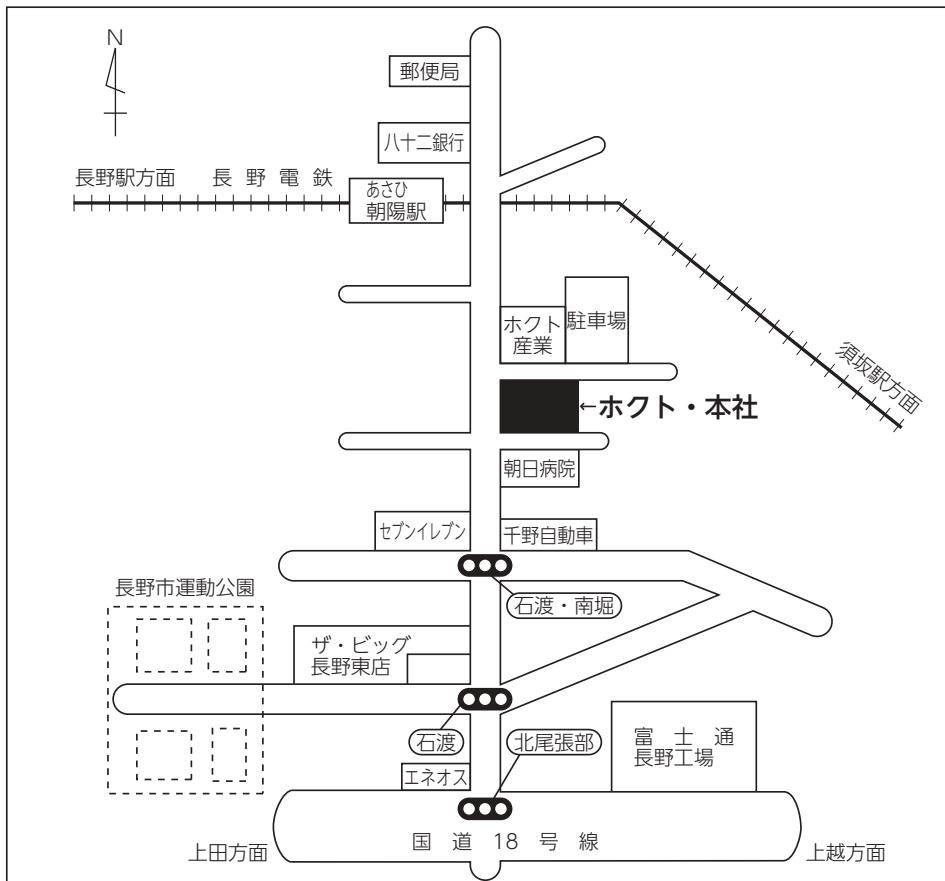
- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                  |
| ②信託の目的   | 取締役に対するインセンティブの付与  |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）)        |
| ⑤受益者     | 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者                                     |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者                                   |
| ⑦信託契約日   | 2019年8月26日（予定）   |
| ⑧信託の期間   | 2019年8月26日（予定）～2022年8月31日（予定）                              |
| ⑨制度開始日   | 2019年8月26日（予定）   |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫信託金の上限額 | 230百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）                                 |
| ⑬帰属権利者   | 当社   |
| ⑭残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、<br>信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上

メモ

メモ

# 定時株主総会会場ご案内図



会場 長野県長野市南堀138番地1  
当社本社大會議室

TEL 026-243-3111 (代表)

私鉄（長野電鉄）朝陽駅下車 徒歩3分

※お願い 株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

